

令和5年6月

お客様各位

室蘭信用金庫

「お取引目的確認に関するご協力のお願い」の送付のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、金融機関においては、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢強化が求められており、当金庫では関係省庁と連携しながら、対策を進めております。

当金庫では、お客様が金融犯罪の被害にあうことを防止するとともに、万一被害が発生した場合に速やかにご連絡できる態勢を整備するため、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、既にお取引をいただいている個人・法人・団体のお客様に対し、お客様の現在の情報（お名前、ご連絡先、ご職業、お取引目的、事業内容、実質的支配者様、本人確認書類等）をDM（ダイレクトメール）、店頭、訪問等により、再度ご確認させていただき取組みを行っております。

当金庫より郵送しております「お取引目的確認に関するご協力のお願い」の封書を受け取られたお客様は、大変お手数ではございますが、ご案内に記載の「ご提出期限」までに本人確認書類の写しを貼付のうえ、ご回答くださいますようお願い申し上げます。（法人のお客様には、実質的支配者様が確認できる書類の写しもお同封をお願いします。）

また、個人のお客様は、スマートフォン・タブレットによるWeb回答でも受け付けております。Web回答をご希望のお客様は、ご案内に記載のQRコードを読み取り、専用ページへお進みいただき、ご回答願います。ご案内は順次郵送していることから、ご家族でも送付のタイミングが異なりますので、ご承知おきください。

お客様が安心・安全な金融サービスをご利用いただくための取組みであり、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

【関連サイト】

金融庁 <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>
全国信用金庫協会 https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

【特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください】

「お取引目的確認に関するご協力のお願い」の確認に関しまして、当金庫職員が「お客様のキャッシュカードをお預かりすること」や「お客様の暗証番号をお聞きすること」は絶対にありませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

お取引店またはお近くの店舗までご連絡ください。

受付時間：平日9:00～15:00まで（当金庫の休業日を除く）

「お取引目的確認に関するご協力のお願い」よくあるご質問

1. マネー・ローンダリングとは何ですか。

マネー・ローンダリングとは、日本では資金洗浄とも呼ばれており、振り込め詐欺など多様な犯罪資金を、他人名義の口座等を利用し転々と送金したりすることで、その出所を分からなくする行為のことです。

2. 自分自身とは無関係だと思いが、なぜ案内が届いたのですか。

当金庫は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するとともに、お客様が特殊詐欺などの金融犯罪の被害にあうことを防止し、万一被害が発生した場合に速やかにご連絡できる態勢を整備することが重要と考えています。このため、お取引いただいているお客様を対象に順次ご案内し、口座開設等の際にお届けいただいた氏名や住所、お取引の目的等にお変わりがないかを正確に確認させていただいております。このようなご案内は定期的にご協力いただくこととなります。預金口座の不正利用を未然に防止し、引き続きお客様に安心・安全な金融サービスを提供させていただくために重要な取組みですので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 同居の家族にこうした案内が届いていない。なぜ私だけに案内が届いたのですか。

特定のお客様のみでなく、順次ご案内しております。同居するご家族の皆様にも同一の時期に届かない場合がございますので、ご了承ください。

4. 他の金融機関からは、このような案内は来ていません。

今回のご案内は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく取組みです。当金庫だけが行うものではありません。

5. 当金庫からの案内は不要としているのにどうして案内が送られてきたのですか。

今回のご案内は、お客様の情報を最新に保つために非常に大切な内容のため、通常ご案内をお送りしていないお客様に対しても送付させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

6. 本人以外のスマートフォンから回答しても大丈夫ですか。

ご本人さま以外のスマートフォン（タブレット）でも回答いただけます。

7. 現在の住所や電話番号が変わっている場合、この回答で変更が完了しますか。

お名前、ご住所、電話番号等の変更につきましては、別途、所定のお手続きが必要です。別途お取引店舗・最寄りの店舗で所定の手続きをお願いいたします。

8. 先日、口座を解約しましたが、回答する必要はありますか。

全てのお取引口座をご解約なさっているお客様は、ご回答いただく必要はありません。口座をご解約された時期によっては、行き違いで郵便が届く場合がございますので、ご容赦願います。

9. 子どもあてに案内が届いた場合、親が回答してもよいですか。

保護者の方が回答していただいても結構です。また、高齢者等ご本人さまのご記入が難しい場合は、ご家族の方が代理でご回答をお願いいたします。

10. 訂正はどのようにしたらよいですか？

訂正箇所にご二重線を引いていただき、余白に正しい記入をお願いいたします。

信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれぬように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近には色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。